

知的財産戦略について(案)

平成 20 年 5 月 日

総合科学技術会議

目 次

はじめに

1. グローバル化に対応する知的財産戦略

- (1) 国際競争力の強化
- (2) 意図せざる技術流出問題への対応
- (3) 国際的に通用する人材育成
- (4) 環境関連技術への対応
- (5) 海外での知的財産権取得の推進
- (6) オープン・イノベーションの推進

2. 先端技術分野に対する知的財産戦略

- (1) 全般
- (2) 情報通信分野
- (3) ライフサイエンス分野

3. 産学官連携強化のための知的財産戦略

4. 大学等における知的財産戦略

- (1) 知的財産権の取得強化
- (2) 知的財産マインドの向上と実務の円滑化
- (3) その他

5. その他の知的財産戦略

- (1) 人材育成、人材確保の強化
- (2) 知的財産情報の活用
- (3) 地域、中小企業・ベンチャー等における知的財産戦略の推進
- (4) その他

はじめに

総合科学技術会議では、2002年から毎年「知的財産戦略について」をとりまとめて関係大臣に対して意見具申を行い、大学等における知的財産体制やルールの整備、知的財産の管理・活用による産学官連携等の推進、知的財産人材の養成等、科学技術政策の観点から知的財産戦略に関する取組みを進めてきた。昨年は、特に、大学を中心とした知的財産活動の強化について検討を行ってきたところである。

そして、最近の知的財産と密接に関連する科学技術開発を巡る動向として、オープン・イノベーションの考え方、環境技術に関する産業界と一体となった活用と貢献の方向性、技術情報流出問題の提起、iPS細胞研究の円滑な推進のための環境整備等が見られるところである。また、昨年末には知的財産戦略本部会合において、「知財フロンティアの開拓に向けて(分野別知的財産戦略)」(注1)について報告がなされたところでもある。

そこで、このような最近の科学技術の動向や既に策定された知的財産戦略等を踏まえた上で、2008年1月から、本知的財産戦略専門調査会では、日本の科学技術のさらなる進展に向けて、科学技術政策の観点から知的財産戦略に関する具体的施策を強力に推進すべく鋭意検討を進めてきた。その際、グローバルな競争環境下で技術革新を創出し、わが国産業の成長につながるように、研究開発活動が、知的財産の創造、保護及び活用から構成される「知的創造サイクル」の中に明確に位置付けられ、知的財産、国際標準等の研究開発の「出口」から研究開発活動全体を見通し、戦略的・実効的に研究開発が進み、その成果が適切に保護され競争力が強化されるよう留意して検討を進めてきた。

その検討結果を踏まえ、知財フロンティア(注2)の開拓に向けて、わが国が取り組むべき知的財産に関する施策を項目別に以下に提示した。

総合科学技術会議としては、今回の提言が知的財産戦略本部により策定される「知的財産推進計画2008」に反映され、日本全体としての知的財産戦略として遺漏なく最善のものとしてとりまとめられていくことを期待するとともに、関係府省が提言の実現に向けて一丸となって取り組むことを要請する。

(注1) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai18/18gijisidai.html> 参照

(注2) 技術フロンティア、制度フロンティア、市場フロンティアを同時かつ一体的に追及するもの。以下の項目中に、関連するものをそれぞれ[技フ]、[制フ]、[市フ]と略記した。

1. グローバル化に対応する知的財産戦略

(基本認識)

グローバルな競争の激化、地球温暖化・環境エネルギー問題の深刻化等の中で、わが国産業の持続的成長に必要な科学技術を取り巻く情勢は厳しさが増している。新興国の激しい追い上げの中で、わが国が他国の追随を許さない国際競争力を有する技術を持ち続けるためには、常に科学技術によるブレークスルー、すなわち知的財産の革新的な創造が必要である。そして、それを国際的規模で適切に保護・活用していくことが喫緊の課題となっている。そのためまずは、国内のみならず諸外国における権利の活用をも念頭に置きつつ、質の高い知的財産権の必要十分な確保がとりわけ重要である。

特に、わが国が技術的にリードしている環境・エネルギー技術に関しては、環境・人間重視のイノベーションを一層推進し、世界の環境問題解決に向け、CO₂削減技術のみならず水資源問題等の様々な技術を普及させ積極的に国際貢献していくべきである。その際、国際競争力の維持、強化の観点から知的財産権を十分尊重し技術流出も留意した上で国際展開を推進していくべきである。そのためには、ODA等の途上国への援助の仕組み等も含めた施策の検討や、海外での特許権取得や活用をより促進する方策等に係る施策において当該分野への重点化を行い着実に実施していくことも重要である。

さらに、情報関連技術を中心に、オープン・イノベーションの考え方が広がってきており、知の創造という観点からは望ましいものでもあるので、今後ともグローバルな視点も踏まえた上で我が国産業競争力の観点から幅広い議論が望まれるところである。

そこで、環境・エネルギー問題等が重要課題となってきた今日において、わが国がグローバルな知的財産戦略を立てていくにあたっては、先進国とのハーモナイゼーションのみならず、BRICsや発展途上国への要請や配慮もこれまで以上に重要となってきたと考えられる。すなわち、今後の知的財産戦略には、単に知的財産を獲得するという競争的視点のみならず、国際標準化等に代表されるような連携・協調戦略も重要となる。

そこで、このような認識に基づき、知的財産のグローバル化に対応するため、以下の知的財産に関する施策を講ずることとする。

(具体的施策)

(1) 国際競争力の強化

①平成20年度も引き続き、知的財産政策と研究開発政策は緊密な連携を図っていく

ことが必要であるため、いわゆる「知財の目」で研究開発をみるという観点から、研究開発の「入口」から「出口」を見通した知的財産政策の充実を図る。[技フ](関係省)

- ②平成20年度から、研究開発の「入口」である、研究開発プロジェクトの政策立案、推進にあつては、知的財産の観点を含む政策立案を推進するとともに、知的財産戦略を構築するための人材としての知財プロデューサー(注)を投入する。さらに、平成20年度中に、知財プロデューサーとなり得る人材を含むデータベースの構築を図る。併せて、TLO等地域における産学連携のコアとなる組織において、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくための人材の育成・導入を促進する。[技フ](経済産業省、関係府省)

(注)知財プロデューサー:研究開発プロジェクトの知的財産戦略・知的財産ポートフォリオを構築するための人材。

- ③平成20年度から、研究開発の「出口」にあつては、知的財産戦略やパテントポートフォリオの構築を図るための基盤整備(知財プロデューサーの投入、パテントプール・コンソーシアムの構築事例に関する調査、特許情報を活用するための環境整備等)の拡充を図る。[技フ](経済産業省、関係府省)
- ④平成20年度から、国際標準化の一層の戦略的推進を図るため、「国際標準化アクションプラン」に基づき、今後も国際標準の提案を積極的に推進する。また、標準化に関する能力検定制度の創設を含め、国際標準化人材育成のための方策を検討し、必要な措置を行う。[市フ](経済産業省)

(2)意図せざる技術流出問題への対応

- ①平成20年度も引き続き、大学等に対し、国際的共同研究等を行う際に留意すべき各種規制(外国為替及び外国貿易法(外為法)等)に対し、組織的な対応を早急に図るよう周知するとともに、輸出管理に関しては、大学等の研究者向けのパンフレットの配布や説明会の開催、相談窓口での対応等により、研究者等の意識向上を図る。特に、平成20年度から、大学等を対象にした輸出管理については、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」(大学・研究機関用)を周知し、組織的な対応を促す。

また、平成20年度も引き続き、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討する。[技フ](文部科学省、経済産業省)

(3) 国際的に通用する人材育成

- ①平成20年度も引き続き、若手研究人材に対して大学知的財産本部、TLO、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等におけるOJTの研修等を通じて研究開発成果、特に先端技術分野の研究開発成果を国際的な知的財産に、さらにはその知的財産を事業に結びつけるための能力開発を行う取組みを支援する。[技フ] [制フ] [市フ] (文部科学省、経済産業省、農林水産省、関係府省)

(4) 環境関連技術への対応

- ①平成20年度中に、環境・エネルギー技術分野等わが国が強い技術を有しかつわが国の国際貢献が求められている分野における、知的財産に関連する技術移転について成功事例等を紹介する。[技フ] (経済産業省)

(5) 海外での知的財産権取得の推進

- ①平成20年度から、都道府県等の中小企業支援センターを通じた中小企業の外国出願費用に対する助成事業が開始されるので、その着実な実施及び支援の充実に努める。

また、平成20年度も引き続き、科学技術振興機構(JST)からの大学やTLOへの海外での特許権の取得のための費用等の支援については、知的財産戦略上国内出願よりも先に海外出願を行うことが望ましい場合もあることから、国内出願のみならず外国出願に基づく優先権主張を伴う国際特許出願を支援の対象としていることを周知するとともに、権利強化のための助言等をして、海外においても強い特許権を取得することができるようにする。

さらに、必要な知的財産(出願)を必要な外国で戦略性をもって権利確保できるようにその支援の拡充に努める。[技フ] (経済産業省、文部科学省)

(6) オープン・イノベーションの推進

- ①平成20年度以降も引き続き、改正産業活力再生特別措置法で導入したオープン・イノベーション型2類型(技術活用事業革新計画及び経営資源融合計画)の普及に努める。また、オープンイノベーションの環境整備に資する、特許権等のライセンスの保護を図る包括的ライセンス契約に基づく通常実施権登録制度の周知に努める。

また、オープン・イノベーションの実現には技術経営力の強化が重要であることから、研究開発型独立行政法人等は、産業界に対して技術経営力の強化に資する人材育成や助言を行う。(経済産業省)

- ②平成20年度から、内部リソースの「選択と集中」と外部リソースの活用によるイノベーションの効率化の必要性が高まっている中で、イノベーションが加速されるよう、環境整備(研究開発サービスの生産性向上指針の作成、研究開発の出口として知的財産を含む国際標準化戦略の推進体制の整備等)を図る。[技フ](経済産業省)
- ③平成20年度から、外部資源を活用したオープン・イノベーションによる研究～開発～新事業創造が重要であることから、企業の技術経営戦略への知的財産を含めた外部評価の導入を促進するとともに、大企業によるベンチャー活用に関するベストプラクティスの収集・共有等、大企業とベンチャー連携によるイノベーションの推進を図る。[技フ](経済産業省)

2. 先端技術分野に対する知的財産戦略 (基本認識)

わが国が激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、より大きな波及効果が期待される独創的な基礎研究、すなわち先端技術分野の研究を数多く行っていく必要がある。そして、そのような研究活動、すなわち知的財産の創造活動を支援し、その成果を着実に保護、活用するための知的財産戦略は極めて重要な課題である。

例えば、ライフサイエンス分野において、医療技術の方法の発明の保護のあり方については、従来からさまざまな場で検討がなされてきており、直近では、平成19年12月の知財戦略本部で取りまとめられた「分野別知財戦略」において、「その影響が国民の生命や健康に関わり社会経済的にも重要な問題であることから慎重な配慮が必要である。」旨が取りまとめられた経緯がある。一方で、わが国発の革新的技術であるiPS細胞技術については、研究開発や知財獲得の面での国際的な競争が激しさを増しており、研究の促進、知財の適切な保護の観点からは、iPS細胞関連発明の保護のあり方について、国際的な動向やわが国への影響等についての情報収取・分析を含め、必要な検討を早急に実施する必要がある。

また、特許権者の利益を尊重しつつ、研究活動を円滑化・活性化させるために、特許が付与された汎用性が高く代替性に乏しいリサーチツールを円滑に利用できるようにするために2007年3月に策定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に従った取組みの着実な実行も肝要である。

さらに、技術革新の激しい情報通信分野については、著作権も含めた知的財産面での対応も喫緊の課題である。また、特許制度が本来持つ固有の特許権の排他性を薄めてでも、トータルとして製品を通じての利益確保を効率的に行おうとする行動が生まれてきていることやパテントトロールと称される行動をとる者がいることも念頭に置いた検討が必要がある。

そこで、このような認識に基づき、先端技術分野に関する創造戦略等に資するため、以下の知的財産に関する施策を講ずることとする（なお、iPS細胞研究WGに報告される本調査会の提言は(3)①に記載）。

（具体的施策）

（1）全般

- ①平成20年度も引き続き、iPS細胞等に代表されるような革新的技術に関する研究開発や実用化促進の観点から、知的財産の創出を促進するために必要な支援を迅速に行う。[技フ][市フ]（内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、関係府省）
- ②技術フロンティアを開拓する研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう、平成20年度から、目的基礎研究（応用研究も含む）に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産に関する項目を入れることとする。[技フ]（関係府省）
- ③平成20年度以降も、知的財産戦略と研究開発戦略の連携強化を図るべく、必要な知的財産関係予算を確保しておくため、政府一体として知的財産権の確保や維持に要する費用（海外出願に要する費用も含む）についても必要な場合には支出できるよう配慮する。[技フ][市フ]（内閣府、文部科学省、経済産業省、関係府省）
- ④平成20年度以降も、「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず、効果的な研究開発の一層の推進を図る。さらに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて、「技術戦略マップ」の改訂を行う。[技フ]（経済産業省）
- ⑤平成20年度以降も、研究開発プログラムの効果的な推進を図るためには、今後も、研究開発プロジェクトにおいて、政策目標毎に、「研究開発プログラム」の下で体系的に推進することが必要である。このため、各プログラムの中で、政策目標に向けたプロジェクトの位置づけと目標の明確化、市場化に必要な関連施策（標準化、人材育成等）との一体化を図るための施策を講ずることにより、各プロジェクトを効果的に推進する。[技フ][市フ]（経済産業省）
- ⑥平成20年度も引き続き、様々な分野において研究開発戦略、知的財産戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組みや組織体制整備の参考となる事例の収集又は拡充を行う。[技フ]（総務省、経済産業省、関係府省）

- ⑦平成20年度も引き続き、大学・研究開発型独立行政法人等の有する先端研究施設の民間利用も含めた共用を促進するため、知的財産の取扱いや課金制度を含めた共用に係る体制の整備を図る[技フ]（文部科学省、関係府省）
- ⑧複数の大学・研究開発型独立行政法人による共同研究（ナショナルプロジェクトも含む）の成果の特許出願・知的財産管理及び活用を容易にするため、平成20年度から、鉱工業技術研究組合制度を見直し、所要の制度改正を行うことを含め、知的財産権の帰属および管理の一元化を可能にするための方策について検討を行う。
[技フ]（文部科学省、経済産業省、関係府省）

（2）情報通信分野

- ①平成20年度以降も引き続き、情報・エレクトロニクス分野では、知的財産権の確保のみならず国際標準を獲得することはわが国の産業競争力を獲得する上で非常に重要である。そこで、日本発の技術がより多くISO、IEC、ITUで国際標準を獲得できるよう産学官の連携を強化するとともに、種々の国際標準スキームを戦略的に活用することを促すなど、平成18年に策定された「国際標準総合戦略」等に沿った取組みをより強化する。[技フ]（総務省、経済産業省、文部科学省）

（3）ライフサイエンス分野

- ①医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているiPS細胞にかかる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、iPS細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。
そこで、iPS細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、直ちに検討を開始し、早急に結論を得る。
[技フ][制フ]（内閣官房、内閣府、経済産業省、厚生労働省、関係府省）
- ②いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方について権利範囲を含め、平成20年度の早期に関連業界より意見を得て、議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。[制フ]（経済産業省）
- ③平成20年度から、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に従って、リサーチツールデータベースの構築を開始する。そ

の際、大学・研究機関のリサーチツール特許等が当該データベースに円滑に登録、更新され(指針の普及も含む)、そのデータベースの活用が促進されるよう努める。
[技フ](内閣府、内閣官房、経済産業省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、関係府省)

- ④平成20年度から、DNA品種識別技術、微量元素による産地判別技術等の開発等、農林水産・食品産業分野における知的財産を保護・活用し、地域ブランドの信頼性を確保するための基盤となる技術の開発を積極的に推進する。[市フ](農林水産省)

3. 産学官連携強化のための知的財産戦略

(基本認識)

厳しい国際競争を勝ち抜けるよう、独創的な研究成果からイノベーションを創出していくためには、産学官連携は非常に有効な手段である。

しかしながら、わが国の産学官連携は、企業等と大学等との共同研究や受託研究は着実に増加しているものの、大規模な共同研究は増加しておらず、受託研究についても民間企業からでは約8%にとどまっている。さらに、国際的な活動の強化や特定研究分野についての課題、大学発ベンチャーについての課題、知財人材の育成・確保等が課題として挙げられているところである。

特に、国際的規模での産学連携は、世界との研究開発競争に打ち勝ち、研究に刺激を与え、新たな知の融合・創造の拡大に資することにもなる。そこで、例えば技術流出防止にも留意しながら、外国人研究者の受入れ等を積極的に進め、日本の大学等を世界の知の拠点にしていくようにすべきである。また、環境・エネルギーに関する技術分野は、様々な技術の融合分野であることから、各大学が広域連携を図り、さらに国際的な知的財産戦略を推進していくことも重要である。

そこで、このような認識に基づき、産学官連携をより強化するため、以下の知的財産に関する施策を講ずることとする。

(具体的施策)

- ①平成20年度から、大学、TLOの知的財産戦略等の産学官連携活動が持続的に展開されるように、大学等の主体的かつ多様な特色のある取組みのうち、国際的な産学官連携体制の強化や国公立大学間連携等による地域の多様な知的財産活動体制の構築など、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定し、その到

達度の評価を実施する。[技フ][市フ](文部科学省)

- ②平成20年度以降も引き続き、大学、研究開発型独立行政法人等の国際競争力の強化を図るとともに、産学官連携活動の質をより向上させるための方策(例えば、海外企業を集めたセミナー、国際シンポジウム・ワークショップ等の開催、優秀な外国人留学生・研究者の受入れ、各種知的財産関連規程の整備の徹底)を検討し、可能なものから早急に実施する。[技フ](文部科学省、経済産業省、関係府省)
- ③平成20年度も引き続き、わが国の産学官連携をより充実させるための参考とするために、欧米の産学連携に関して知的財産戦略の観点も含めて情報収集とその分析を行い、必要な対策があれば早急に実施する。さらに、ライセンス、共同研究・委託研究や人材育成等の産学連携活動による経済的、社会的効果を適切に分析・評価することにより、今後の施策のあり方を検討する。[技フ](文部科学省、経済産業省、関係府省)
- ④平成20年度から、創出された知的財産の活用促進を図るため、公的研究機関や大学、民間企業等が保有する知的財産について、組織を超えて戦略的にグループ化を行う仕組みを構築する。[市フ](経済産業省、農林水産省、関係府省)
- ⑤平成20年度も引き続き、大学・公的研究機関と企業の研究開発のスキームについて、特に成果である知的財産を大学や企業が活用しやすくするとの観点から、知的財産権の保有形式など、研究開発契約スキームの多様化を促す。[技フ][市フ](文部科学省)

4. 大学等における知的財産戦略

(基本認識)

大学等は、民間では扱いにくい長期的に価値を生じる基本特許等の創出につながる基礎段階からの研究を行う「知」の創出拠点であり、優れた知的財産を創出し、それをより効率的・効果的に社会に還元していくことが大学等の知的財産活動における最も重要な課題である。また、企業活動のグローバル化の中で、日本の大学・研究開発型独立行政法人の国際的競争力を引き続き強化し、日本の大学・研究開発型独立行政法人を世界の知の拠点としていくことが重要である。

平成15年度からの大学知的財産本部整備事業により、大学では、組織として一元的に管理するための体制や知的財産ルールの策定など知的財産に関する整備が進

み、特許出願件数(H15→H18 約3.7倍)特許関連経費(整備事業実施機関43機関で平成15年度の約1.7倍)と着実に増加傾向をたどっている。

そこで、平成20年度から開始される「産学官連携戦略展開事業」や「創造的産学連携推進事業」においては、こうした大学やTLOの役割や動向を踏まえつつ、知的財産活動が将来的にも持続的かつ十全に展開されるよう、国として政策的観点から積極的に支援すべき活動、例えば、国際的な産学官連携活動、ライフサイエンス、環境・エネルギー技術等の特定分野の活動、地域の活性化等特色ある取組みを重点的に支援していくべきである。

一方、依然として、「大学知的財産本部整備事業」による財源が大学における特許関連経費の約4割を占める状況や大学等からの技術流出の可能性も指摘されており、大学等における知的財産に対するマインドのさらなる向上も図っていくべきである。

そこで、このような認識に基づき、大学等の知的財産体制や実務をより充実させる等し、知的財産戦略の向上を図るため、以下の施策を講ずることとする。

(具体的施策)

(1)知的財産権の取得強化

- ①平成20年度以降も、知的財産管理の基盤を強化するため、大学等と産業界との連携の強化及び大学の特許出願やその維持管理等に係る費用を適切に確保するため、間接経費の必要な額を充当することに努める。[技フ](内閣府、文部科学省、関係府省)
- ②平成20年度から、日本学術会議において、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う。[技フ][制フ](内閣府)
- ③平成20年度から、大学の特許出願の「質」向上のため、大学の知財人材の質の向上、弁理士など知財専門家の活用促進に加え、JSTによる出願段階での知的財産の「質」の向上のアドバイス機能を高める。[技フ](文部科学省)

(2)知的財産マインドの向上と実務の円滑化

- ①平成20年度から、知的財産の視点から研究を促進及び研究成果を的確に知的財産化でき、かつ権利化が必要なものはより質の高い特許出願ができるように、例えば、研究者を知財担当者が随時訪問することや研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加えること等により、研究者と知財担当者のコミュニケーションをより緊密に行うことを事例を示す等して促す。[技フ](文部科学省、経済産業省、関係府省)

- ②平成20年度から、共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、平成19年度に実施した、大学等がルールを整備する上で参考となる事例や留意点等についての調査結果を普及・周知する。[技フ](文部科学省)

(3)その他

- ①平成20年度以降に、国立大学法人において、大学の自助努力を可能にするシステムの一環として大学発ベンチャー等への出資の対象範囲の拡大等について検討し、必要に応じて法令改正等を行う。[制フ](文部科学省)

5. その他の知的財産戦略

(基本認識)

知的財産戦略を着実に実行していくためには、知財人材の育成・確保や知的財産情報の活用等のインフラ整備がきわめて重要であることは論を待たない。しかしながら、知財人材は着実に育成されているものの、未だ質的・量的な面のいずれも不足しているとの指摘もある。さらには、知的財産情報についても特許電子図書館(IPDL)の普及等により利活用が図られてはいるが、さらなる利便性の向上が求められているところである。また、地域の知的財産面からの活性化のためには、地域の知的財産に関して中核的な大学への支援の重点化やコーディネートする人材の育成が重要である。

そこで、このような認識に基づき、知財人材の育成・確保や知的財産情報の利活用等を図るため、以下の施策を講ずることとする。

(具体的施策)

(1)人材育成、人材確保の強化

- ①平成20年度も引き続き、知財人材の育成や確保を強化する取組みを継続する。大学等における知的財産関係のカリキュラムの充実・工夫(例えば、知的財産関係科目の開設や受講の拡充、実務家教員の受入れ、産業界と連携したプログラム開発)や外国人も含めた知財人材育成確保に関する自主的な取組みを促していく。
[技フ][市フ](文部科学省、関係府省)
- ②平成20年度から、農林水産・食品分野における知的財産に関する人材育成事業を積極的に実施する。[技フ][市フ](農林水産省)

(2) 知的財産情報の活用

- ①平成20年度から、大学等において、研究成果の Patent Portfolio 化を視野に入れた戦略的な研究活動も行うことができるよう、特にライフサイエンス、環境・エネルギー技術分野等の戦略的に研究開発を推進すべき分野の研究活動における特許マップの利活用を促進するとともに、今後の支援について検討する。また、iPS 細胞技術等の特許出願技術動向調査結果等について情報発信を積極的に行い利活用を促す。[技フ](文部科学省、経済産業省)
- ②平成20年度も引き続き、平成19年に運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについてさらなる利用促進を図る。[技フ][市フ](文部科学省、経済産業省、関係府省)
- ③平成20年度から、特許情報検索の利便性を高めるべく、特許情報をインターネットを通じて無料で提供している特許電子図書館(IPDL)の充実(例えば、外国文献の充実、検索の容易化)を図るべく検討を行い、必要な対応を速やかに実施する。また、平成20年度以降も引き続き、大学、研究開発型独立行政法人等も含めてIPDLの利用促進を図る。[技フ](経済産業省、関係府省)
- ④平成20年度から、国の知的財産関連の情報へのアクセス性を向上させるために、各府省や関連機関が所有する知的財産関連の情報のネットワーク上の一層の連携を図り、利用を促進する。[技フ][制フ][市フ](関係府省)

(3) 地域、中小企業・ベンチャー等における知的財産戦略の推進

- ①平成20年度から、イノベーション創出にあつては、技術指向型の中小中堅企業やベンチャーが果たす役割は、極めて重要であるため、これらの企業の技術力について知的財産の観点も含めて適正な評価を可能とする客観的かつ中立的な技術指標の策定に向けて検討する。[技フ][市フ](経済産業省)
- ②平成20年度から、中小・ベンチャー企業が開発した革新的機器等を死蔵させることなく、普及させることが重要であるため、生み出された知的財産の見極めという観点から、研究開発型独立行政法人による評価・実証等を行い、あるいは更なるR&Dも共同で行うとともに、場合によっては公共調達による初期市場を創出する取り組みを強化する。[技フ][市フ](経済産業省)
- ③平成20年度から、農産物やその加工品の品種の偽装等を判別するDNA 識別技術の実用化を進めるとともに、消費者の望む生産情報を簡易に提供できるツール

の活用等地域ブランドの信頼性を確保するための技術開発を積極的に推進する。また、農業者や中小食品企業は資金や情報収集・発信能力が十分でないことを踏まえ、これらの者から育成者権、特許権等の管理の委託を受けた民間団体等が、許諾代行等の業務を一括して行う方策を検討する。[制フ][市フ](農林水産省)

④平成20年度から、大学における研究成果として創出された知的財産の企業における活用を促進するため、企業におけるオープン・イノベーションを促進すること等により、大学とのつながりを強化する。併せて、大学の技術の実用化を図る大学発ベンチャーは、高度な研究人材の雇用を地域において創出することにより地域経済を活性化させる効果もあることから、大学と地方自治体とが連携して支援する取組みを促進する。[市フ](経済産業省、文部科学省)

⑤平成20年度から、研究開発型独立行政法人の研究成果の事業化を進めるため、「研究開発型独立行政法人発ベンチャー」創出が促進されるよう、研究開発型独立行政法人の知的財産を活用したベンチャー企業への出資が可能とすることについて、必要であれば法令改正を含めて検討する。[市フ](関係府省)

(4)その他

①平成20年度も引き続き、知的財産戦略上有用な情報(例えば、共同出願の状況等)を収集・分析し、知的財産戦略に資する必要な方向性があれば、関係府省は、関係者(企業、産業界、独立行政法人等)に対し知的財産政策の現状とともに普及・啓発するようにする。[技フ][制フ][市フ](経済産業省、文部科学省、関係府省)

②平成20年度から、知的財産の適正な評価メカニズムの普及を図るため、知的財産等の研究成果について、研究開発型独立行政法人の社会への貢献度を測定するモデルの開発を進め、そのモデルを関係機関等に周知し、普及に向けた取組みを行う。[技フ][市フ](経済産業省)